

琵琶湖流域下水道
高島浄化センターコンポスト化事業

実施方針

令和3年1月

滋賀県

日本下水道事業団

目 次

はじめに	1
第1 事業に関する事項	5
1 事業内容に関する事項	5
(1) 事業名称	5
(2) 事業の対象施設	5
(3) 公共施設等の管理者	5
(4) 事業の背景・目的	5
(5) 事業概要	6
(6) 事業期間	8
(7) 事業者の収入	8
(8) 事業期間終了時の措置	8
(9) 事業に必要とされる根拠法令等	9
第2 民間事業者の募集および選定に関する事項	10
1 事業者の決定方針	10
2 事業者の選定スケジュール(予定)	10
3 応募者の参加資格要件	11
4 審査および選定手続き	18
5 落札者決定後の手続き	19
6 提出書類の取扱い	20
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	20
1 リスク分担の考え方	20
2 要求する性能等	21
3 事業者の責任の履行に関する事項	21
4 事業の実施状況のモニタリング	22
第4 公共施設等の立地に関する事項	24
第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	26
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	26
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	26
2 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	26
3 事業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	27
4 いずれの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	27
5 その他	27

第7 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項	28
1 法制上および税制上の措置に関する事項	28
2 財政上および金融上の支援に関する事項	28
3 その他の支援に関する事項	28
第8 その他事業の実施に関し必要な事項	29
1 応募に伴う情報提供	29
2 応募に伴う費用負担	29
3 本実施方針に関する問合せ	29

はじめに

「琵琶湖流域下水道高島浄化センターコンポスト化事業」(以下「本事業」という。)は、琵琶湖流域下水道高島浄化センター(以下「高島浄化センター」という。)内に設置するコンポスト化施設の実施設計・建設工事を行い、維持管理・運営期間中においてコンポスト化施設の維持管理・運営、コンポストの売買(コンポスト化施設で製造されるコンポストの買い取り、利用先の確保および運搬)を実施するものである。

【本事業】

- ① コンポスト化施設の実施設計・建設工事
- ② コンポスト化施設の維持管理・運営
- ③ コンポストの売買

【事業スキーム】

本事業はDB+(0)方式(実施設計・建設工事、維持管理・運営 : Design Build+Operate)で行うものである。(図1. 契約関係イメージ図)

本事業の実施において、滋賀県は、日本下水道事業団(以下、「事業団」という。)に事業者選定、実施設計・建設工事の発注・施工監理を委託する。事業団は事業者を選定する際には、事業者が実施設計・建設工事に続き、維持管理・運営、コンポスト売買について一体的かつ長期的に実施することにより、事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減および公共サービスの水準の向上などを期待しこれらに配慮した手法をとるものとする。

また、維持管理・運営、コンポストの売買にあたり、事業者は、維持管理・運営、コンポスト売買の開始までに維持管理・運営、コンポストの売買の実施のみを目的とする特別目的会社(以下、「SPC」という。)を設立し、そのSPCにより本施設の維持管理・運営、コンポストの売買を行うこととする。

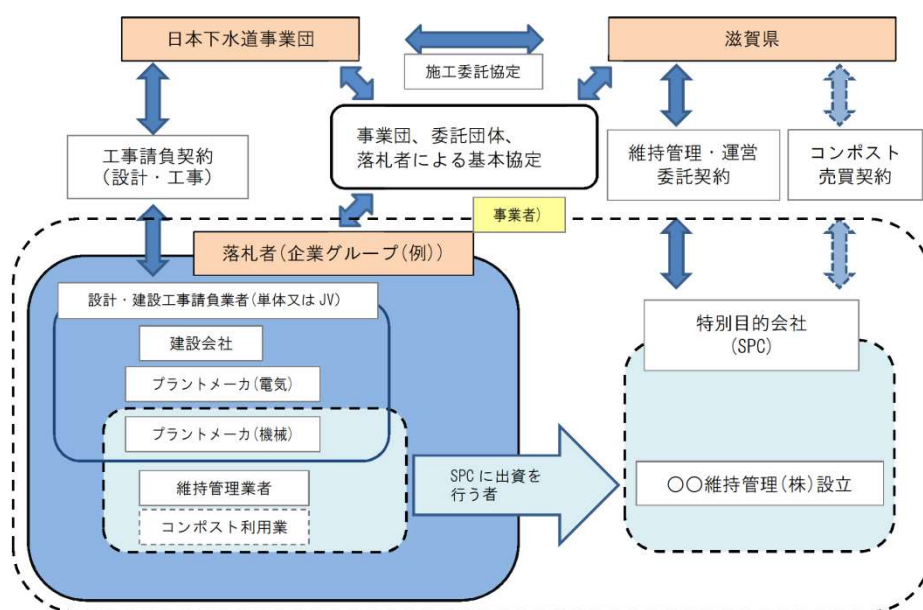


図1 契約関係イメージ図

【事業期間】

- ① 実施設計・建設工事 : 令和3年10月から令和5年3月の予定
- ② 維持管理・運営、コンポストの売買 : 令和5年4月から令和25年3月の予定

本実施方針は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下PFI法）に基づく調達手続を参考として策定する実施条件に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。なお、本実施方針は、公表に対する質問により、実施方針内に記載した競争入札要件、公表資料の要求水準書（案）、基本協定書（案）、工事請負契約書（案）、維持管理・運営委託契約書（案）、コンポスト売買契約書（案）を見直す場合がある。

【公表資料】

- ① 実施方針
- ② 要求水準書（案）
- ③ 基本協定書（案）
- ④ 工事請負契約書（案）
- ⑤ 維持管理・運営委託契約書（案）
- ⑥ コンポスト売買契約書（案）
- ⑦ 様式集

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

- 【本事業】 琵琶湖流域下水道高島浄化センターのコンポスト化施設の実施設計・建設工事、維持管理・運営、コンポストの売買を実施する「琵琶湖流域下水道高島浄化センターコンポスト化事業」をいう。
- 【本工事】 琵琶湖流域下水道高島浄化センターのコンポスト化施設の実施設計・建設工事のことをいう。
- 【県】 滋賀県のことをいう。
- 【事業団】 日本下水道事業団のことをいう。
- 【事業者】 代表企業、構成員のことであり、要求水準書、工事請負契約書、維持管理・運営委託契約書、コンポスト売買契約書の落札者、特別目的会社を総称する。
- 【落札者】 応募選考の結果、落札し、本事業における基本協定の締結にいたるまでの者をいう。
- 【高島浄化センター】 琵琶湖流域下水道高島浄化センターをいう。
- 【技術提案書】 応募資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出する書類・図書をいう。
- 【入札説明書等】 入札公告の際に事業団が公表する書類一式をいう。
- 【事業契約】 本事業において締結する契約一式をいう。具体的には、基本協定、工事請負契約、維持管理・運営委託契約およびコンポスト売買契約をいう。
- 【第三者】 県および事業団、事業者以外の者をいう。
- 【既存汚泥処理施設】 高島浄化センターにおいて既に稼働している汚泥処理施設を指す。
- 【コンポスト化施設】 高島浄化センターに設置されるコンポストを製造するための施設および付属施設をいう。
- 【コンポスト】 県より供給される汚泥を用いてコンポスト化施設にて製造する好気性発酵させた堆肥のことで、要求水準書に示す性状を満足するものをいう。
- 【副生成物】 コンポストを製造する過程で、系内中間部に滞留した脱水汚泥、乾燥汚泥、未コンポスト化等の規格外のコンポスト等をいう。
- 【維持管理・運営】 コンポスト化施設の点検・運転・維持・修繕・長寿命化対策・更新を特別目的会社者の責任において適切に実施し、施設を正常に保ち、本事業を営むことをいう。
- 【コンポストの売買】 製造されたコンポストを県と特別目的会社が契約単価にて売買すること、および利用者へ販売することをいう。
- 【応募者】 事業者の選定にかかる募集に応募する者をいう。
- 【応募資格審査通過者】 応募者のうち、事業団が審査した結果、応募資格を有していると認められた者をいう。
- 【企業グループ】 単一または複数の企業からなる民間事業者グループ。施設の実施設計・建設工事、維持管理・運営、コンポスト売買の実施者を含む。
- 【JV】 複数の企業からなる共同企業体で、本事業において実施設計・建設工事を目的とし形成するものをいう。
- 【SPC】 会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定に基づき本事業に係る維持管理・運営、コンポストの売買の遂行のみを目的とする特別目的会社。
- 【代表企業】 企業グループの構成員の中から事業者を代表して応募手続き等を行ない、SPC への出資比率が最も高い者をいう。
- 【構成員】 企業グループの参加者のうち本事業の SPC への出資を行う者をいう。
- 【協力企業】 企業グループの参加者のうち本事業の SPC への出資を行わない者をいう。
- 【審査会】 事業団の DBO 等総合評価等検討委員会をいう。

- 【特許権等】 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
- 【不可抗力】 県、事業団および事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、地盤沈下、地下水の浸出、第三者の行為(許認可を含む。) その他自然的または人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のことをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
- 【修繕】 老朽化した施設または故障もしくは破損した施設を対象として、維持管理・運営、コンポスト売買委託契約期間において機能を維持させるために行うものである。
- 【長寿命化対策】 既存の施設の一部を活かしながら、部品等の取り替えにより耐用年数の延伸に寄与する対策をいう。
- 【更新】 既存の施設・設備を新しい施設・設備に取り替えることをいう。
- 【法令等】 法律、政令、省令、条例および規則ならびにこれらに基づく命令を指し、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定または改廃されることをいう。
- 【本件提案】 事業者が提出した本事業に係る提案書類一式、当該提案書類の説明又は補足として事業者が本基本協定締結日までに事業団に提出したその他一切の文書をいう。
- 【利用者】 特別目的会社からコンポストを有価で買い取り肥料として利用する者。

第1 事業に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

琵琶湖流域下水道高島浄化センターコンポスト化事業

(2) 事業の対象施設

琵琶湖流域下水道高島浄化センターコンポスト化施設

事業場所住所 滋賀県高島市今津町今津および新旭町饗庭地先

(3) 公共施設等の管理者

滋賀県知事 三日月 大造

(4) 事業の背景・目的

高島浄化センターは、平成9年4月に供用を開始し、その後、下水道整備に伴う流入水量の増加に応じて順次、増設を行い、現在は16,400m³/日の処理能力を有している。

また、高島浄化センターの脱水汚泥は、平成30年3月まで、県外のリサイクル業者によりコンポスト化など有効利用を行ってきたが、受入基準の変更に伴い処分単価が上昇したことを受け、その費用抑制のため、5年間の暫定処置として平成30年4月より湖西浄化センターで燃料化による汚泥処理を行っている状況である。

本事業は、高島浄化センターから発生する下水道汚泥を将来的に安定した有効活用を図ることを目的とする。

なお、事業方式はライフサイクルコストの最適化による事業費削減効果および長期間の汚泥有効利用先の確保を目的に、DB+(0)方式により実施する。

本事業を実施するうえでの基本方針を以下に示す。

- ア コンポスト化施設で製造されるコンポストは、事業期間にわたり安全かつ安定して有効利用されること。
- イ 事業者が建設するコンポスト化施設の実施設計・建設工事、維持管理・運営、コンポスト売買を性能発注により発注することで、事業者の創意工夫やノウハウが最大限に活用され、事業費削減やコンポストの量の増大、質の向上が図られること。
- ウ 維持管理・運営、コンポスト売買の期間を長期(20年間)にするとともに、維持管理・運営、コンポスト売買対象範囲をコンポスト化施設全般とすることで、事業者が原料となる下水汚泥の供給からコンポストの製造までの維持管理・運営、コンポスト売買を継続的かつ一元的に管理できる体系とし、事業にかかるライフサイクルコストの最適化が図られること。

(5) 事業概要

事業者は、以下の業務を実施するが、①の業務については、事業団と事業者が締結した工事請負契約に基づいて実施し、②および③の業務については、県と事業者が締結した維持管理・運営委託契約およびコンポスト売買契約に基づいて実施する。なお、これらの業務を行う上で事業者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な内容については、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書、工事請負契約書、維持管理・運営委託契約書、コンポスト売買契約書、様式集およびその他の関連資料(以下「入札説明書等」という。)に示す。

【事業者の業務範囲】

- ① 事業者が建設するコンポスト化施設の実施設計・建設工事
 - ア 実施設計
 - イ 土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事
 - ウ その他必要な工事
 - エ コンポスト化施設の設置および稼動に必要な許認可の取得および届け出の提出
(県が取得すべき許認可および県が提出すべき届出を除く。)
 - オ 工事管理および工事状況の事業団への報告
 - カ 県工事との調整
 - キ 高島浄化センター汚水汚泥処理包括的維持管理業務受託者との調整
 - ク その他必要な業務
- ② コンポスト化施設の維持管理・運営
 - ア 運転管理業務
 - イ 保守点検業務
 - ウ 運営・修繕・長寿命化対策・更新業務
 - エ 消耗品および薬品の調達管理業務
 - オ 周辺住民対応に関する協力
 - カ 事業場所の清掃・整備
 - キ 維持管理・運営状況の報告
 - ク コンポストの管理業務(製造量、品質、安全等)
 - ケ コンポストの施用による影響調査および適正な施用の指導、助言
 - コ コンポスト化施設見学者の対応に関する協力
 - サ 製造されたコンポストの利用先の確保
 - シ コンポストの流通、販売
 - ス 肥料登録
 - セ その他必要な業務
- ③ コンポストの売買
 - ア コンポストの県からの購入
 - イ その他必要な業務

【県の業務範囲】

本事業における県の業務範囲は、以下のとおりとする。

- ア 事業用地の確保
- イ コンポスト化施設に係る社会資本整備総合交付金申請手続き
- ウ コンポスト化施設の設置および稼働に必要な許認可の取得および届け出の提出(県が取得または提出すべきものに限る)
- エ コンポスト化施設の実施設計および建設工事の協議出席および完成認定
- オ 下水汚泥、汚水排水、雨水排水、電力および監視制御に関する責任分界点までの実施設計・建設工事
- カ その他関係部署等の立ち入り検査等の立会い
- キ 下水汚泥の供給
- ク 排水の受け入れ、処理
- ケ ろ過水の提供
- コ 維持管理のモニタリング
- サ その他必要な業務

【事業団の業務範囲】

本事業における事業団の業務範囲は、以下のとおりとする。

- ア 事業者の選定
- イ 交付金事業等交付申請図書作成補助
- ウ 実施設計・建設工事の監督および各種検査
- エ 実施設計・建設工事のモニタリング
- オ その他必要な業務

(6) 事業期間

基本協定が締結された後、本事業が開始された日(以下「本事業開始日」という。)から、実施設計・建設工事期間を経て、維持管理・運営、コンポスト売買期間が終了する令和25年3月31日(以下「本事業終了日」という。)までをいう。

表1 事業期間(予定)

時期・期間	内容
令和3年9月 基本協定および工事請負契約の締結の日から 令和5年3月まで	基本協定および工事請負契約の締結 実施設計・建設工事期間
令和5年3月	維持管理・運営委託、コンポスト売買の契約の締結
令和5年4月から20年間	維持管理・運営、コンポスト売買期間

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をさす。

(7) 事業者の収入

ア 実施設計・建設工事に係る対価

事業団は、事業者に対して、実施設計・建設工事に係る対価を支払うものとする。

イ 維持管理・運営に係る対価

県はSPCに対して、維持管理・運営に係る対価を維持管理・運営期間にわたってSPCが計画し、県が承諾した業務の内容にしたがい、対価を支払うものとする。

ウ コンポスト売買に係る対価

事業者は、県から、コンポストを原則として1tあたり100円(税抜き)を下限として買い取りコンポストを利用者に販売するものとする。

(8) 事業期間終了時の措置

ア 県所有の資産等

SPCは、事業期間中、維持管理・運営、コンポスト売買を適切に行うことにより、事業期間の終了時においてコンポスト化施設の機能を満たしている状態に保持しなければならない。なお、コンポスト化施設の事業期間終了後の取り扱いについては、事業期間終了3年前に県と協議を開始しなければならない。

イ 事業者所有の資産等

本事業の実施のために、SPCが本事業用地内に所有する資産については、すべてSPCの責任において、速やかに撤去または処分しなければならない。

ウ 業務の引継ぎ

県または県の指定する第三者への業務の引継ぎは、原則として本事業期間内に行うこととし、SPCは自らの責任および費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

(9) 事業に必要とされる根拠法令等

本事業の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ア 下水道法
- イ 河川法
- ウ 廃棄物の処理および清掃に関する法律
- エ ダイオキシン類対策特別措置法
- オ 環境基本法
- カ 大気汚染防止法
- キ 騒音規制法
- ク 振動規制法
- ケ 悪臭防止法
- コ 水質汚濁防止法
- サ 土壌汚染対策法
- シ 消防法
- ス 建築基準法
- セ 労働基準法
- ソ 労働安全衛生法
- タ 職業安定法
- チ 労働者災害補償保険法
- ツ 電気事業法
- テ 都市計画法
- ト 建設業法
- ナ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ニ 計量法
- ヌ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ネ 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ノ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ハ 肥料の品質の確保等に関する法律
- ヒ その他関係する法律、命令、条例、規則、要綱および通知等

第2 民間事業者の募集および選定に関する事項

1 事業者の決定方針

事業団は、本事業の参画を希望する事業者を広く公募し、事業の透明性および公平性の確保に配慮したうえで、事業者を選定する。

事業者の選定にあたっては、技術提案と入札価格による総合評価落札方式を採用し、詳細は入札公告時に示す落札者決定基準による。

2 事業者の選定スケジュール(予定)

事業者の募集および選定のスケジュールは、概ね以下のとおりである。

表2 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

時期	内容
令和3年1月	実施方針の公表
令和3年2月	実施方針に関する質問・意見の受付期間
令和3年3月	実施方針に関する質問・意見への回答
令和3年4月	入札公告
令和3年5月	入札説明書等に関する質問・意見の受付期間
令和3年5月	入札説明書等に関する質問・意見への回答
令和3年6月	参加表明書、資格審査書類の受付期間
令和3年6月	技術提案書の提出期限
令和3年9月	事業者の決定
令和3年9月	基本協定および工事請負契約の締結
令和5年3月	維持管理・運営委託契約、コンポスト売買契約の締結
令和5年4月	維持管理・運営、コンポスト売買の開始

※入札説明書等：入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書、工事請負契約書、維持管理・運営委託契約書、コンポスト売買契約書、様式集

3 応募者の参加資格要件

本事業の応募者となるためには、本事業を実施するために、単一または複数の企業からなる民間事業者グループ（以下「企業グループ」という。）を形成しなくてはならない。企業グループの構成員のうち、単一企業または複数の企業で構成される建設共同企業体（以下「JV」という。）が、高島浄化センターのコンポスト化施設の実施設計・建設工事（以下、「本工事」という。）の入札に参加することができる。本工事を落札した単一企業もしくはJVが所属する企業グループと、県及び事業団の3者で基本協定を締結し、本事業にあたる。本工事完成前に、県とSPCが維持管理・運営、コンポストの売買に関する契約を締結する。

企業グループを構成する際には、事業団と本工事を契約するにあたり必要な資格・実績を持った企業を、また県と維持管理・運営・コンポストの売買を契約するにあたり必要な資格・実績を持った企業を含む必要がある。

なお、参加資格要件は変更となる可能性がある。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 応募者は、単一企業または複数の企業からなる企業グループとする。企業グループを構成する企業は、SPCに出資する構成員とSPCに出資しない協力企業とするが、構成員のみで構成することも可能とする。

なお、競争参加資格確認申請書提出時に、企業グループの構成員および協力企業は、代表企業・構成員・協力企業のいずれの立場であるかを明らかにするとともに、各企業の役割を明示すること。

イ 構成員および協力企業は、他の応募者の企業グループの構成員または協力企業となることはできない。

ウ 応募者が、本工事を行う目的で建設JVを形成する場合、「特定建設共同企業体の登録受付について」による。甲型JVを形成する場合はその構成企業数は2者までとし、乙型JVを形成する場合は構成企業数を限定しない。

エ 応募者の企業グループの構成員の中から1者を当該応募者の代表企業として定め、競争参加応募資格確認申請および応募手続きは代表企業が行うものとする。

オ 代表企業は、本事業の維持管理・運営、コンポスト売買の実施のみを目的として設立するSPCへの出資比率が最も高いものとする。

カ 企業グループの構成員以外の者のSPCへの出資は認めない。なお、SPCへの最低出資率の制限は定めない。

キ 同一の応募者が複数の技術提案を行うことはできない。

ク 以下に示す者ではないこと。またはこの者と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者ではないこと。

「日本水工設計株式会社」（所在地：東京都中央区勝どき三丁目十二番1号フォアフロントタワー）

(2) 応募者の備えるべき参加資格

ア 応募者は、本工事の入札に参加するために必要な資格・実績等（後述）を持った企業と、維持管理・運営・コンポストの売買の契約を結ぶために必要な資格・実績等（後述）を持った企業を、グループに含める必要がある。

イ 本工事を行う者については、企業グループ内構成員である単一企業またはJVとする。この場合、単一企業またはJVの代表者は、施設のプラント部分（機械設備に限る）の建設を行う者とする。

(3) 本工事を行う者の資格要件

本工事については、事業団と工事請負契約を締結する。本工事に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる事業団の競争参加資格の条件を全て満足し、かつ、事業団による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

【本工事の競争参加資格その1（特記事項）】

1～3 省略			
4	競争参加資格（認定資格） 施設の設計・施工		
	単体有資格者または企業グループの代表者にあつては、4.1.1または4.1.2に記載する条件をすべて満たす者であること。 特定建設共同企業体にあつては、4.2.1または4.2.2に記載する条件をすべて満たす代表者と、4.3.1または4.3.2に記載する条件をすべて満たす者からなる代表者以外との組み合わせによる。		
4.1	単体有資格業者、企業グループの代表業者		
4.1.1	その1		
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事	
4.1.1.2	経営事項評価点数	A 等級	
4.1.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事	
4.1.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	近畿地方、中国地方、四国地方	
4.1.2	その2		
4.1.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事	
4.1.2.2	経営事項評価点数	B 等級	

4.1.2.3		建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事
4.1.2.4		建設業の許可を有する営業所等の所在地	近畿地方
4.2		特定建設共同企業体・代表者	
4.2.1		その1	
4.2.1.1		一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.2.1.2		経営事項評価点数	A 等級
4.2.1.3		建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事
4.2.1.4		建設業の許可を有する営業所等の所在地	近畿地方、中国地方、四国地方
4.2.2		その2	
4.2.2.1		一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.2.2.2		経営事項評価点数	B 等級
4.2.2.3		建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事
4.2.2.4		建設業の許可を有する営業所等の所在地	近畿地方
4.3		特定建設共同企業体・代表者以外	
4.3.1		その1	
4.3.1.1		一般競争参加資格の認定工事種別	建築工事かつ一般土木工事
4.3.1.2		格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	建築工事・1,250点以上
4.3.1.3		事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否	営業所・建築工事業
4.3.1.4		上記事業所の所在地	—

4.3.2		その2	
4.3.2.1		一般競争参加資格の認定工事種別	電気設備工事
4.3.2.2		経営事項評価点数	B等級
4.3.2.3		建設業の許可の業種	電気設備工事業
4.2.2.4		建設業の許可を有する営業所等の所在地	滋賀県内本店
5	競争参加資格（施工実績） 施設の設計・施工		
	<p>単体有資格業者または企業グループの代表業者にあつては、5.1のいずれかに該当する施工実績を有すること。</p> <p>特定建設共同企業体にあつては、5.2のいずれかに該当する施工実績を有する代表者と、5.3または5.4の施工実績を有する代表者以外の者との組み合わせによる。</p>		
5.1	単体有資格業者、企業グループの代表業者		
5.1.1	①下水道施設での元請実績	下水道法上の処理場に係る機械設備工事（「コンポスト設備」を含むものに限る）。 又は、下水道法上の処理場に係る機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。	
5.1.2	②下水道類似施設での元請実績	地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事（「コンポスト設備」を含むものに限る）。 又は、地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。	
5.2	特定建設共同企業体・代表者		
5.2.1	①下水道施設での元請実績	下水道法上の処理場に係る機械設備工事（「コンポスト設備」を含むものに限る）。 又は、下水道法上の処理場に係る機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。	

5.2.2		②下水道類似施設での元請実績	<p>地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「コンポスト設備」を含むものに限る)。</p> <p>又は、地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。</p> <p>ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。</p> <p>濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。</p>
5.3		特定建設共同企業体・代表者以外(土木・建築業者)	
5.3.1		類似工事	<p>一般土木工事にかかわる有資格業者にあつては、下水道法上の下水道に係る土木工事(管渠敷設工事を含む。)又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設(地域し尿処理施設(コミュニティプラント)、農業集落排水施設等)若しくは上水道施設(上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物)に係る土木工事(管渠敷設工事を含む。)</p>
5.4		特定建設共同企業体・代表者以外(設備業者)	
5.4.1		類似工事	<p>公共施設に係る電気設備工事で、請負工事金額が1,000万円以上の工事。</p> <p>ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p>
6		競争参加資格(配置予定技術者) 施設の設計・施工	
		<p>単体有資格業者または企業グループの代表業者にあつては、6.1に記載する条件を全て満たす者であること。</p> <p>特定建設共同企業体にあつては、6.2に記載する条件を全て満たす代表者と、6.3、6.4に記載する条件を全て満たす代表者以外の者の組み合わせによる。</p>	
6.1		単体有資格業者、企業グループの代表業者	
6.1.1		主任技術者又は監理技術者の工事経験	<p>機械設備工事内容(「コンポスト設備」を含むものに限る)又は機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。</p> <p>ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p>
6.1.2		設計担当技術者の設計経験	<p>機械設備工事内容(「コンポスト設備」を含むものに限る)又は機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。</p> <p>ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p>

6.2		特定建設共同企業体・代表者
6.2.1	主任技術者 又は監理技術者の工事 経験	機械設備工事内容（「コンポスト設備」を含むものに限る） 又は機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）で、 下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類 似施設の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.2.2	設計担当技 術者の設計 経験	機械設備工事内容（「コンポスト設備」を含むものに限る） 又は機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）で、 下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類 似施設の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.3		特定建設共同企業体・代表者以外（土木・建築業者）
6.3.1	担当技術者 の配置	要
6.4		特定建設共同企業体・代表者以外（設備業者）
6.4.1	担当技術者 の配置	要
7		維持管理・運営・販売等を行う業者に関する要件
7.1		競争参加資格 維持管理・運営・販売等
		県の維持管理・運営・販売等を行う SPC に求める資格・実績要件を満たすこと。 (SPC に出資する構成員のいずれかが要件を満たすことを求める。) 詳細は「3（4）SPC の資格要件」参照。
以下省略		

【本工事の競争参加資格その2（一般事項）】

- ア 工事請負業者の選定等に関する達(平成6年達第7号。以下「達」という。)第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- イ 日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(イの再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- エ 本工事で求める施工実績は、平成17年度以降に引き渡した機械設備工事において、元請として施工した実績(特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)であること。ただし、経常建設共同企

業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有していればよい。

オ 本工事で求める配置予定の主任技術者又は監理技術者は、以下のとおりである。

(ア)主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。

(イ)主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。

(ウ)主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成17年度以降に、元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

(エ)主任技術者は、水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る資格要件を満たす者であること。

(オ)監理技術者は、監理技術者資格者証(水又は機)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(カ)主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

カ 本工事で求める配置予定の設計担当技術者は、以下のとおりである。

(ア)設計担当技術者の設計経験は、平成17年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。

(イ)設計担当技術者は、水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め大学(高等専門学校を含む)卒業後3年若しくは高等学校(中等教育学校を含む)卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証(機)を有する者であること。

(ウ)設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

キ 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から事業者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領(昭和59年7月2日付経契発第13号)に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。

「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。

①北海道 (北海道)

②東北区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

③関東区域 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)

④北陸区域 (新潟県、富山県、石川県)

- ⑤中部区域（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- ⑥近畿区域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ⑦中国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ⑧四国区域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ⑨九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
沖縄県）

ク 本工事に係る設計業務等の事業者(事業者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。)又は当該事業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ケ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

コ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

(ア)健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務

(イ)厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務

(ウ)雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務

(4)SPC の資格要件

ア SPC の構成員すべてにおいて、県の物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格者名簿において、営業種目の希望順位が第 1 位、第 2 位または第 3 位のいずれかに登録されている者。

営業種目

大分類：役務の提供 中分類：その他役務の提供 小分類：その他役務の提供

大分類：役務 中分類：上下水道施設等管理 小分類：上下水道施設運転維持管理

イ この公告の日の前日から起算して前 15 年以内の期間において、SPC の構成員のいずれかが、下水汚泥を原料（一部でも可）とした堆肥化施設における連続した 1 年以上の維持管理および運営の実績を有すること。

ウ SPC の構成員すべてにおいて、維持管理・運営委託契約及びコンポスト売買契約までの期間に参加資格要件を満たさなくなった場合は、事業者は速やかに県および事業団に申し出なければならない。

4 審査および選定手続き

(1)提案の審査および評価

技術提案書の審査および評価は、審査会により行うものとする。

なお、審査会への問い合わせや働きかけについては禁止する。また、審査会の公正性を損なう行為をした応募者は失格とする。

(2)評価内容

評価内容は、落札者決定基準による。

(3) 評価結果の通知

評価結果は、参加者に文書で通知する。

(4) 応募資格確認申請書等および技術提案書に関する事項

提出書類は返却しない。提出書類は、応募資格の確認および技術提案書の審査および評価として使用する以外は、無断で他の資料として使用しない。

(5) 落札者の決定

事業団は、落札者決定基準に基づき入札価格のほか、技術評価事項を加えて総合的に評価事項を加えて総合的に評価し、総合評価点が最も高い入札参加者（応募者）を落札者とする。算定した評価値が、最も高い入札参加者（応募者）と契約する。

なお、落札者の決定後、基本協定の締結までに落札者またはその共同事業体の構成員のいずれかの者が入札説明書等に定める資格に該当しないこととなった場合（ただし、これに対応する手当てを行い、事業団の承諾を得た場合を除く。）は、再公告を行う。

(6) 審査結果の通知および公表

事業団は、審査会が落札者を選定した後、事業団のホームページにより速やかに公表する。公表する項目は、最終順位と各項目に対する評価点数とする。また、落札者として選定された者に選定通知書、それ以外の者には非選定通知書を送付する。

5 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

落札者として決定された者は速やかに県および事業団と協議を行い、協議が整った場合には基本協定を県および事業団と締結しなければならない。

(2) 工事請負契約の締結

事業者は、基本協定に基づき、事業者の建設するコンポスト化施設の実施設設計・建設工事に関し、本事業に係る工事請負契約を事業団と締結しなければならない。

(3) SPC の設立

基本協定を締結した事業者は、本事業の維持管理・運営、コンポスト売買を実施する SPC を工事完了の 6 か月前までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として原則滋賀県高島市内に設立し、商業登記簿謄本を県に提出しなければならない。

当該 SPC に出資する者は、事業契約が終了するまで、SPC の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡および担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、設立する SPC は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

(4)維持管理・運営委託契約の締結

SPCは、基本協定に基づき、コンポスト化施設の維持管理・運営(コンポストの売買に係るものは除く)に関し、本事業に係る維持管理・運営委託契約を県と締結しなければならない。契約額は、技術提案書に記載の額を上限とする。

(5)コンポスト売買契約の締結

SPCは、基本協定に基づき、コンポスト化施設により製造されるコンポストの販売に関し、本事業に係るコンポスト売買契約を県と締結しなければならない。契約額は、技術提案書に記載の額を下限とする。

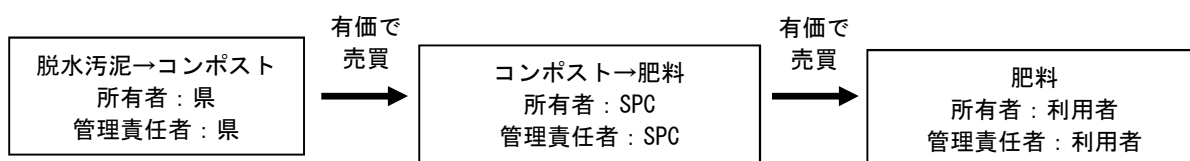


図2 コンポストの所有と管理責任

6 提出書類の取扱い

(1)著作権

入札参加者(応募者)より提出された提出書類の著作権は、入札参加者(応募者)に帰属する。ただし、事業団は、本事業における公表時およびその他の事業団が必要と認める場合には、応募者の承諾がある場合にのみ提出書類の全部または一部を使用できるものとする。なお、提出書類は公表および返却はしないものとする。また、事業団は、事業者の提出書類を県に提出するものとし、県は、事業者の承諾がある場合にのみ提出書類の全部または一部を使用できるものとする。

(2)特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果により生じた責任は、入札参加者(応募者)が負うものとする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の考え方

本事業では、予想されるリスクに対して最も適切に対応できる主体がそのリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業運営を目指すものとする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。県または事業団が責任を負うべき合理的理由がある事項については、県または事業団が責任を負うものとする。このリスク分担の考え方を踏まえ、県および事業団ならびに事業者の責任分担は、事業契約の各契約書において示す。

2 要求する性能等

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。なお、事業者は入札説明書等および提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるようなコンポスト化施設の実施設計・建設工事、維持管理・運営、コンポスト売買を行うこととする。

3 事業者の責任の履行に関する事項

(1) 事業者の責任の履行について

事業者は、事業契約にしたがって、誠意を持って責任を履行する。

(2) 保険

事業者は、実施設計・建設工事期間中および維持管理・運営、コンポスト売買期間中に以下の保険に加入するものとする。詳細は、各契約書を参照のこと。

ア 実施設計・建設工事期間中の保険

事業者は、工事目的物および工事材料等に対して、火災保険、建設工事保険等に加入しなければならない。

イ 維持管理・運営、コンポスト売買期間中の保険

事業者は、第三者賠償責任保険、コンポスト化施設に対する火災保険に加入しなければならない。

(3) 工事請負契約に係る契約保証

事業者は、工事請負契約に係わる契約保証として、工事請負契約書第4条に定める保証を付さなければならない。

(4) 維持管理・運営に係る契約保証金

事業者は、維持管理・運営委託契約に係わる契約保証金として、維持管理・運営委託契約に係わる契約金額の10分の1の金額を納付する。

(5) コンポスト売買に係る契約保証金

事業者は、コンポスト売買契約に係わる契約保証金として、コンポスト売買に関わる契約に契約金額の10分の1の金額を納付する。

(6) 業務の委託等

事業者が、本事業の設計・建設工事に際し、設計・建設工事の一部を再委託する場合には、事前に事業団の承諾を得なければならない。また、維持管理・運営、コンポスト売買業務に際し、業務の一部を委託または請け負わせる場合は、事前に県の承諾を得なければならない。

(7)有資格者の配置

事業者は、入札説明書および要求水準書に従い、応募資格確認申請書および技術提案書に記載した有資格者を配置することとする。

4 事業の実施状況のモニタリング

(1)実施設計・建設工事に係るモニタリングの時期・内容

ア モニタリングの実施

事業団は、事業者が実施設計・建設工事を確実に遂行し、要求水準書および技術提案書に記載した技術提案に適合しているか否かを確認するため、実施設計・建設工事の実施状況についてモニタリングを実施するものとし、モニタリングの報告に係る費用は全て事業者の負担とする。

事業者は、事業団が要求する項目について報告を行い、要求水準および技術提案書に適合しているか否かについて事業団の確認・検査を受けなければならない。その結果、事業団が要求水準および技術提案に適合していないと判断した場合、事業者に対し改善を求めることができる。

イ モニタリングの時期・内容

(ア) 実施設計時

事業者は、設計の内容について適時、事業団と協議を行うとともに、完了時に実施設計図書を提出し、事業団の検査を受けなければならない。

(イ) 建設工事着手前

事業者は、建築基準法に規定された工事監理者および建設業法に規定された主任技術者又は監理技術者を選任して配置し、事業団の承諾を得るものとする。

(ウ) 建設工事中

事業者は、定期的に工事施工、工事監理の状況について報告を行うとともに、事業団が要請した時期に出来高検査を受けなければならない。

また、事業団が要請したときは、建設工事の事前説明および事後報告を行うとともに、事業団はいつでも工事現場での建設工事の状況確認を行うことができるものとする。

(エ) 建設工事完成・コンポスト化施設引渡時

事業者は、建設工事記録および完成図書等を用意して、現場にて事業団の完了検査を受けなければならない。検査は、実施設計・建設工事期間内に実施する。なお、検査の日程は協議により決定するため、コンポスト化施設供用開始日までの余裕を考慮するものとする。

(2)維持管理・運営、コンポスト売買に係るモニタリングの実施

ア モニタリングの実施

県は、事業者が要求水準書および技術提案書に記載した技術提案に適合しているか否かを確認するため、維持管理・運営、コンポスト売買状況についてモニタリングを実施するものとし、モニタリングの報告に係る費用は全て事業者の負担とする。

事業者は、県が要求する項目について報告を行い、要求水準および技術提案書に適合しているか否かについて県の確認・検査を受けなければならない。その結果、県が要求水準および技術提案に適合していないと判断した場合、事業者に対し改善を求めることができる。また、県は事業団又県が指定する者に県の費用負担によりモニタリングの実施を委託することができるものとする。

イ モニタリングの時期・内容

(ア) 実施時期・内容

県は、維持管理・運営、コンポスト売買段階において定期的に事業者による業務実施状況を確認する。確認の結果、要求水準ならびに技術提案に適合していない場合に、県は改善を求めることができる。

(イ) 提出書類等

事業者は、維持管理業務状況について、月2回程度の高島浄化センター内で実施する報告会へ参加することとする。また、SPCの運営の健全性を確認するため、各会計年度3か月以内に、決算書類及びその付属書類を県へ提出することとする。

(ウ) 性能未達の場合の措置

要求水準ならびに技術提案に適合していない場合に、県が改善を求めても改善されない場合には、県は事実関係を含め、事業者名の公表を行うことができるものとする。

第4 公共施設等の立地に関する事項

立地に関する事項を以下に示す。

表3 立地に関する事項

項目	内容																																														
住所	滋賀県高島市今津町今津および新旭町饗庭地先																																														
都市計画区域	都市計画区域内																																														
用途地域	指定なし																																														
防火地域	指定なし																																														
建ぺい率	70%																																														
容積率	200%																																														
臭気	悪臭防止法による規制は無し。 ただし、臭気強度「2.5」以下とすること。 特定悪臭物質許容限度																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td>1 ppm</td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> <td>0.002ppm</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>0.02ppm</td> </tr> <tr> <td>硫化メチル</td> <td>0.01ppm</td> </tr> <tr> <td>二硫化メチル</td> <td>0.009ppm</td> </tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td> <td>0.005ppm</td> </tr> <tr> <td>アセトアルデヒド</td> <td>0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>プロピオンアルデヒド</td> <td>0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>ノルマルブチルアルデヒド</td> <td>0.009ppm</td> </tr> <tr> <td>イソブチルアルデヒド</td> <td>0.02ppm</td> </tr> <tr> <td>ノルマルバレルアルデヒド</td> <td>0.009ppm</td> </tr> <tr> <td>イソバレルアルデヒド</td> <td>0.003ppm</td> </tr> <tr> <td>イソブタノール</td> <td>0.9ppm</td> </tr> <tr> <td>酢酸エチル</td> <td>3ppm</td> </tr> <tr> <td>メチルイソブチルケトン</td> <td>1ppm</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>10ppm</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>0.4ppm</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>1ppm</td> </tr> <tr> <td>プロピオン酸</td> <td>0.03ppm</td> </tr> <tr> <td>ノルマル酪酸</td> <td>0.001ppm</td> </tr> <tr> <td>ノルマル吉草酸</td> <td>0.0009ppm</td> </tr> <tr> <td>イソ吉草酸</td> <td>0.001ppm</td> </tr> </tbody> </table>	項目	許容限度	アンモニア	1 ppm	メチルメルカプタン	0.002ppm	硫化水素	0.02ppm	硫化メチル	0.01ppm	二硫化メチル	0.009ppm	トリメチルアミン	0.005ppm	アセトアルデヒド	0.05ppm	プロピオンアルデヒド	0.05ppm	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm	イソブチルアルデヒド	0.02ppm	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm	イソバレルアルデヒド	0.003ppm	イソブタノール	0.9ppm	酢酸エチル	3ppm	メチルイソブチルケトン	1ppm	トルエン	10ppm	スチレン	0.4ppm	キシレン	1ppm	プロピオン酸	0.03ppm	ノルマル酪酸	0.001ppm	ノルマル吉草酸	0.0009ppm	イソ吉草酸	0.001ppm
	項目	許容限度																																													
	アンモニア	1 ppm																																													
	メチルメルカプタン	0.002ppm																																													
	硫化水素	0.02ppm																																													
	硫化メチル	0.01ppm																																													
	二硫化メチル	0.009ppm																																													
	トリメチルアミン	0.005ppm																																													
	アセトアルデヒド	0.05ppm																																													
	プロピオンアルデヒド	0.05ppm																																													
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm																																													
	イソブチルアルデヒド	0.02ppm																																													
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm																																													
	イソバレルアルデヒド	0.003ppm																																													
	イソブタノール	0.9ppm																																													
	酢酸エチル	3ppm																																													
	メチルイソブチルケトン	1ppm																																													
	トルエン	10ppm																																													
	スチレン	0.4ppm																																													
キシレン	1ppm																																														
プロピオン酸	0.03ppm																																														
ノルマル酪酸	0.001ppm																																														
ノルマル吉草酸	0.0009ppm																																														
イソ吉草酸	0.001ppm																																														

項目	内容								
騒音	<p>滋賀県の工場騒音の規制に関する規制基準による区域区分</p> <p>騒音規制値 単位：デシベル</p> <table border="1" data-bbox="515 405 1294 636"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>第3種区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝(午前6時から午前8時まで)</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>昼間(午前8時から午後6時まで) 夕(午後6時から午後10時まで)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間(午後10時から午前6時まで)</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>今津町今津(第3種区域) 新旭町饗庭(第3種区域)</p>	時間帯	第3種区域	朝(午前6時から午前8時まで)	60	昼間(午前8時から午後6時まで) 夕(午後6時から午後10時まで)	65	夜間(午後10時から午前6時まで)	55
時間帯	第3種区域								
朝(午前6時から午前8時まで)	60								
昼間(午前8時から午後6時まで) 夕(午後6時から午後10時まで)	65								
夜間(午後10時から午前6時まで)	55								
振動	<p>滋賀県の建設作業振動の規制基準の区域区分</p> <p>振動規制値 単位：デシベル</p> <table border="1" data-bbox="515 943 1294 1084"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>第2種区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝(午前8時から午後7時まで)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間(午後7時から午前8時まで)</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>今津町今津(第2種区域) 新旭町饗庭(第2種区域)</p>	時間帯	第2種区域	朝(午前8時から午後7時まで)	65	夜間(午後7時から午前8時まで)	60		
時間帯	第2種区域								
朝(午前8時から午後7時まで)	65								
夜間(午後7時から午前8時まで)	60								
河川区域および保全区域	琵琶湖								

第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

県および事業団ならびに事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県および事業団ならびに事業者は、誠意をもって協議するものとする。また、事業契約に関する紛争については、大津地方裁判所を合意による第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業においては、予定された期日までに施設が建設され、継続してコンポスト化施設の維持管理・運営、コンポスト売買が行われることが必要であるため、事業の継続が困難となった場合、以下の措置を講じるものとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 事業者が行う実施設計・建設工事が要求水準に適合しない場合で、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となる場合またはその懸念が生じた場合には、事業団は事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策を提出させ、実施することを求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、事業団は事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が行う維持管理・運営およびコンポスト売買が要求水準に適合しない場合で、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となる場合またはその懸念が生じた場合には、県は事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策を提出させ、実施することを求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、県は事業契約を解除することができる。
- (3) 事業者が倒産または財務状況が著しく悪化するなどし、事業契約に基づく事業の継続履行が困難と考えられる場合、県および事業団は事業契約を解除することができる。
- (4) 前3項の規定により、県または事業団が事業契約を解除した場合、事業者は県または事業団に生じた損害を賠償しなければならない。

2 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 県の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により、事業者が事業契約を解除した場合、県は、事業者に生じた損害を賠償する。

- 3 事業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置
 - (1) 事業団の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
 - (2) 前項の規定により、事業者が事業契約を解除した場合、事業団は、事業者に生じた損害を賠償する。

- 4 いずれの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置
 - (1) 不可抗力等、県または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、県および事業団ならびに事業者は、事業継続の可否について協議する。一定期間に協議が終わらないときは、それぞれの相手方にその旨、書面により通知することにより、県および事業団ならびに事業者は、事業契約を解除することができる。

- 5 その他
本事業が要求水準および事業契約に適合しない場合、またその他の理由で本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、各事業契約に定める。

第7 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項

1 法制上および税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上および税制上の優遇措置等は特に想定していない。

2 財政上および金融上の支援に関する事項

(1) 交付金の取り扱い

本事業に関するコンポスト化施設の実施設計・建設工事に対しては、下水道事業に係る国の交付金を活用することを想定している。

(2) その他財政上および金融上の支援

特に予定していない。

3 その他の支援に関する事項

県および事業団は、事業実施に必要な許認可に関し、必要に応じて支援を行う。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 応募に伴う情報提供

本事業に関する情報提供は、事業団ホームページを通じて適宜行う。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3 本実施方針に関する問い合わせ

(1) 質問・意見等の受付

この「実施方針」および同時に公表している「要求水準書」および「各契約書」に関して、質問・意見等がある場合には、別途、様式集の書式に記入し、提出期間内(土曜、日曜日および祝祭日を除く。)に直接次の連絡先へ電子メールの方法により提出するものとする。電子メール以外の受付は行わない。なお、事業団は質問・意見等の連絡を受けたとき、質問・意見等の各提出者に対して、電子メールによる受信確認通知を行う。また、事業団からの受信確認通知がない場合は、問合せ先へ電話による確認をすること。

ア 質問・意見等の提出に際しては、別途、様式集の書式に記入し、Microsoft Excel2010形式(.xlsx形式)を使用すること。

イ 質問・意見等の提出に際しては、電子メールの件名に「琵琶湖高島」の文字列を必ず入れること。

ウ 提出期限は、令和3年2月19日(金)午後17時までとする。

エ 提出された質問・意見等のうち、事業団において確認が必要と判断したものについて事業団は質問または意見を提出した者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

オ 質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質疑等については個別に回答するため、質疑等の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。ただし、質疑等が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、質問者の内容を確認し、了承を得たうえで、質疑等と回答を公表する。

(2) 質問・意見等に対する回答

提出された質問等に対する回答は、令和3年3月に事業団ホームページにて、公表する。

(3) 施設確認、資料閲覧、試料の採取

実施方針公表後の施設確認および実施方針・要求水準書(案)に関する資料の閲覧ならびに試料の採取は以下のとおり実施する。なお、県および事業団は、施設確認および資料閲覧時間ならびに試料の採取時の質問には回答しない。

ア 申込み期間

令和3年1月29日(金)午前9時から令和3年2月19日(金)午後17時までの土日祝を除く期間

イ 申込に際しては、電子メールによる送信を行うこと。電子メールの件名に「琵琶湖高島」の文字列を必ず入れること。

ウ 施設確認および資料閲覧ならびに試料の採取時については、県と事業団において日程調整を行い、メール等で日程を連絡する。

(4) 本実施方針に関する問合せ先

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号

日本下水道事業団 西日本設計センター企画調整課

電話 06-4977-2501

ファクシミリ 06-4977-2521

電子メール jsnishi-kikaku-nyusastu@jswa.go.jp